

WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について

平成 30 年 2 月 22 日
文化庁 国際課**第 35 回著作権等常設委員会（SCCR）結果概要**1. 日程

平成 29 年 11 月 13 日（月）～11 月 17 日（金）

2. 概要

今次会合では、これまでと同様に、放送条約、権利の制限と例外、その他の議題についての議論が行われた。

3. 各論（1）放送条約

ア. 経緯等

1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール（条約）の策定を目指して議題化され、2007 年以降は、一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがって議論が行われている。今次会合に際し、①定義(definition)、②保護の対象(object of protection)及び③与えられる権利(rights to be granted/protection)に関する統合テキスト案が議長から提示された。

イ. 議論の概要

各国のオープニングステートメントが行われた後、逐条での詳細な議論は、インフォーマル形式（各地域グループにつき 7 か国が参加。）にて行われ、各国からの修正提案が反映された統合テキスト案（SCCR/35/12:資料 1-4 参照）が議長によって取りまとめられた。

テキスト案に関する主な議論内容は以下のとおり。

<放送の定義について>

放送の定義の中に有線放送を含める案に対して、国内法制との整合性の観点から複数の国から懸念が表明されたが、本条約の定義は国内における規制の枠組みに影響しないことを条文に加える提案がなされ、懸念を表明した国の一部から受け入れ可能との表明がなされた。この結果、放送の定義として無線放送と有線放送を定義上分ける案と放送の定義の中に無線放送と有線放送を含める案が記載されることとなった。

<インターネット上の送信¹の保護について>

異時送信の保護について、各地域の放送連盟から現在行われているサービスについての紹介があり、保護の必要性について議論が行われた。異時送信についても保護の対象とする必要があると主張する国と保護対象とすべきではないとする国が対立した。

本会議後のテキスト案では、サイマルキャストについては義務的保護の対象とし、放送番組の異時送信については、義務的保護とする案、任意的保護とする案及び保護対象から除外する案とが併記され、引き続き議論が継続されることとなった。

<放送前信号の保護について>

今次会合では放送前信号の無許可の再送信に対して禁止権 (right to prohibit) を与える代わりに、放送前信号に対して適当かつ効果的な保護 (adequate and effective protection) を与えることを認めた柔軟性を有する案が提案され、引き続き議論が継続されることとなった。

(2) 権利の制限と例外

ア. 経緯等

著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005年以降、議題化されている。現在、(i) 図書館とアーカイブのための制限例外と、(ii) 教育、研究機関等のための制限例外が議論対象となっている。両議題とも、既存の枠組みを超える新たな国際的枠組み(特に、法的拘束力のあるもの)は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

イ. 議論の概要

本次会合においては図書館とアーカイブ、教育と研究機関その他の障害者及び博物館のための権利の制限と例外についての研究報告が行われた。また、事務局から今後の本議題に関する進め方に関するアクションプランが提案されたものの、当該アクションプランが会合直前に提示されたこともあり、一部の加盟国からは内容について更なる検討が必要であるとして、次回会合において議論することとなった。

(3) その他の議題について

ア. デジタル環境に関連する著作権の分析

本議題に関するスコーピングスタディが報告された。本議題については依然として検討する対象が広範であり、議題を絞るべきであるという意見があった。

イ. 追及権

¹ 現在の議論では、インターネット上の送信を、(i) サイマルキャスト(放送番組の同時・ほぼ同時ウェブキャスト)、(ii) 放送番組の異時のウェブキャスト、(iii) 放送番組のオンデマンド送信、(iv) インターネットオリジナル番組の送信、の4つに分類している。このうち(iv)については、今次会合前においては、条約の適用対象外とすることでほぼ合意に達していた。

本議題については、追及権導入による経済的な影響分析の研究報告がなされた。

ウ. 舞台演出家(theater director)の保護

ロシアより舞台演出家の保護に関する提案がなされた。ロシアからは、演出家は実演家と比べて適切な保護が与えられていないとして国際的な権利付与のあり方について議論したいとの意見が述べられた。

エ. 上記3つの議題の進め方について

今後の議論の進め方について、EU、アフリカ等の多くの国から、追及権に関する議題をSCCRの常設議題にすべきであるとの意見が出された。これに対し、我が方から放送条約を優先して検討すべきであり、これらの議題が常設議題化されることにより議論する時間が減ることについて懸念を表明した。米国も同旨の発言をし、ロシアも放送条約を優先すべきとの意見が出された。セネガルからはその他の議題で議論を続けることも許容されるとした。これらの議論の結果、上記3つの議題については、引き続きその他の議題において議論が継続されることとなり、次回SCCRにおいてこれらの議題の今後の進め方について議長から提案がなされることとなった。

4. 今後の予定

次回SCCRは、平成30年5月28日～6月1日に開催予定である。